

## 人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成27年10月13日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

### 1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
374,993円	373,560円	1,433円	0.38%

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<期末手当・勤勉手当(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.20月	4.10月

### 2 本年の給与改定

#### (1) 給料表

##### ア 行政職給料表

初任給を含む若年層の改定を重点的に行った人事院勧告に準じて引上げ

##### イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(ア) 医師については、医療職給料表(一)の改定状況を勘案し、支給月額を引上げ

412,200円 → 413,300円

(イ) 獣医師については、人材確保の観点から、支給月額の限度を引き上げるとともに、支給期間の限度を延長

30,000円 → 50,000円      10年 → 15年

イ 地域手当

(ア) 次のとおり支給割合を引上げ

a 県内で勤務する職員の支給割合

0.5% → 0.8%

b 県外で勤務する職員の支給割合

・東京都（特別区）18% → 18.5%

・大阪市 15% → 15.5%

・名古屋市 13% → 14%

(イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合を、人事院の報告に準じて引上げ

15% → 15.5%

ウ 期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数（4.10月）と、民間企業で支払われた特別給の支給割合（4.20月）との均衡を図るため引上げ

4.10月分 → 4.20月分

また、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
27年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	2.60月
	勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)	1.60月
	計	1.975月	2.225月	4.20月
28年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.80月	0.80月	1.60月
	計	2.025月	2.175月	4.20月

(3) 勧告に基づく改定額（率）

ア 月例給（行政職） 1,383円（0.37%）

（内訳 給料269円 地域手当1,109円 はね返し分（注）5円）

（注）給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

イ 平均年間給与（行政職） 本年度 約6.1万円増 \*行政職平均年齢 44.2歳

(4) 改定の実施時期

給料表及び諸手当の改定は平成27年4月1日

ただし、獣医師の初任給調整手当及び平成28年度以降の期末手当・勤勉手当の改定は平成28年4月1日

3 給与制度の総合的見直し

(1) 改定の概要

ア 地域手当

(ア) 県内で勤務する職員の支給割合

本年の人事院の報告で示された支給割合を基に、昨年、本委員会が報告した方針(※)に沿った取扱いとすることが適当

(※) 県内を一体性のある地域としてとらえ、勤務公署による支給割合の格差は設けず、国の基準にのっとりた場合の支給総額の範囲内で、県内を同割合とすることが適当

(イ) 県外で勤務する職員の支給割合

- ・東京都(特別区) 18.5% → 20%
- ・大阪市 15.5% → 16%
- ・名古屋市 14% → 15%

(ロ) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の支給割合

15.5% → 16%

イ 単身赴任手当

(ア) 基礎額 26,000円 → 30,000円

(イ) 加算額(限度) 58,000円 → 70,000円

(2) 改定の実施時期

平成28年4月1日

## 委員長談話

徳島県人事委員会委員長 高畑 富士子

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、ベースアップを実施した民間事業所の割合が昨年に比べて増加するなど、賃金引上げの動きが見られました。こうした動きを反映して、本年4月分の月例給については、職員の給与が民間給与を1,433円下回る結果となりました。この公民較差の解消を図るため、給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の引上げを実施することとしました。

また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、職員の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.1月分下回っていたことから、年間4.20月分に引き上げることとしました。

このことは、日々、職務に精励している職員の士気の一層の向上につながるものと期待しております。

職員各位におかれては、公務員を取り巻く諸般の状況の下、全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えるべく、効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

平成27年10月13日

# 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成27年10月13日

徳島県人事委員会

## 【本年の報告及び勧告のポイント】

○月例給，ボーナス共に引上げ

- 1 月例給について，公民較差（0.38%）の解消を図るため，給料表の水準を引き上げるとともに，地域手当の支給割合を引上げ
- 2 期末手当・勤勉手当（ボーナス）について，民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（0.1月分）

## I 給与に関する事項

### 1 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上，かつ，事業所規模50人以上の県内の261民間事業所の中から無作為に抽出した110事業所のうち，102事業所の協力を得て調査を実施

### 2 本年の給与改定

#### (1) 職員の給与と民間給与との比較

##### <月例給>

職員（行政職）と民間事業所の従業員について，役職・年齢・学歴が同じ者同士の4月分の給与の比較

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率(A-B)/B
374,993円	373,560円	1,433円	0.38%

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

##### <期末手当・勤勉手当（ボーナス）>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.20月	4.10月

#### (2) 改定の概要

##### ア 給料表

###### (ア) 行政職給料表

人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果，初任給を含む若年層の改定を重点的に行った人事院勧告に準じて引上げ

###### (イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

イ 諸手当

(7) 初任給調整手当

- a 医師については、医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、支給月額  
の限度を引上げ

412,200円 → 413,300円

- b 獣医師については、人材確保の観点から、支給月額の限度を引き上げると  
ともに、支給期間の限度を延長

30,000円 → 50,000円 10年 → 15年

(i) 地域手当

- a 公民較差の解消を図るため、次のとおり支給割合を引上げ

- (a) 県内で勤務する職員の支給割合

0.5% → 0.8%

- (b) 県外で勤務する職員の支給割合

- ・東京都（特別区）18% → 18.5%
- ・大阪市 15% → 15.5%
- ・名古屋市 13% → 14%

- b 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合を、人事院の報告に準  
じて引上げ

15% → 15.5%

(v) 期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数（4.10月）と、民間企業で支払われた特別給の支給  
割合（4.20月）との均衡を図るため引上げ

4.10月分 → 4.20月分

また、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
27年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
	勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）	1.60月
	計	1.975月	2.225月	4.20月
28年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.80月	0.80月	1.60月
	計	2.025月	2.175月	4.20月

(3) 勧告に基づく改定額（率）

- ア 月例給〔行政職〕 1,383円（0.37%）

〔内訳 給料269円 地域手当1,109円 はね返し分（注）5円〕

（注）給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

- イ 平均年間給与〔行政職〕 本年度 約6.1万円増 \*行政職平均年齢 44.2歳

(4) 改定の実施時期

給料表及び諸手当の改定は平成27年4月1日

ただし、獣医師の初任給調整手当及び平成28年度以降の期末手当・勤勉手当の  
改定は平成28年4月1日

### 3 給与制度の総合的見直し

地方公務員法に基づく給与決定原則の観点から、本年の人事院の報告を踏まえるとともに、他の都道府県の動向等を勘案した結果、平成28年度においては、次のとおり措置を行うことが適当

#### (1) 改定の概要

##### ア 地域手当

##### (ア) 県内で勤務する職員の支給割合

本年の人事院の報告で示された支給割合を基に、昨年、本委員会が報告した方針（※）に沿った取扱いとすることが適当

（※）県内を一体性のある地域としてとらえ、勤務公署による支給割合の格差は設けず、国の基準にのっとりた場合の支給総額の範囲内で、県内を同割合とすることが適当

##### (イ) 県外で勤務する職員の支給割合

- ・東京都（特別区） 18.5% → 20%
- ・大阪市 15.5% → 16%
- ・名古屋市 14% → 15%

##### (ウ) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合

15.5% → 16%

##### イ 単身赴任手当

(ア) 基礎額 26,000円 → 30,000円

(イ) 加算額（限度） 58,000円 → 70,000円

#### (2) 改定の実施時期

平成28年4月1日

## II 人事行政に関する事項

### 1 勤務環境の整備

#### (1) 超過勤務の縮減等

超過勤務時間については、任命権者に対し、繰り返し縮減に向けた取組を求めてきたが、平成26年度知事部局の平均超過勤務時間数は、前年度から増加している。

任命権者にあつては、これまでの各種対策の結果を十分検証し、効果的な事例の周知・普及を推進するとともに、再任用職員の活用、業務の効率化など、より良い業務執行体制を構築していくことが重要である。

また、管理職員においては、職員の勤務時間や繁忙の状況を適正に把握する責務があることを改めて認識し、特に、職員の超過勤務については、事前命令・事後確認の徹底に加え、今一度超過勤務実態の正確な記録、適正な申告を周知徹底する必要がある。また、職員とのコミュニケーションを心掛け、職員の心身の負担状況の掌握とともに、職員間の負担や超過勤務に偏在がある場合には、業務の割り振り変更による平準化など、マネジメント能力をより一層発揮することが求められる。

#### (2) 職員の健康管理

本年12月から、改正労働安全衛生法による「ストレスチェック」の実施が義務化されることから、任命権者は、適切に対応するとともに、その分析結果をメンタルヘルス対策の充実や、より良い職場環境づくりに活用することが重要である。

さらに、既存の制度をより一層周知し、「ストレスチェック」と併せ、メンタルヘルス対策として、引き続き、予防、早期発見・早期対応、重篤化防止や復帰支援を推進し、職員の心の健康の保持・増進に努めていく必要がある。

セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに代表されるハラスメントについては、被害者に及ぼす精神的苦痛等の直接的な影響だけでなく、公務の運営への支障や使用者責任を問われるおそれもあることから、今後とも根絶に向けた取組について継続・強化をしていく必要がある。

#### (3) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

本県においては、次世代育成支援対策推進法の延長に基づく新たな「特定事業主行動計画」が策定され、様々な取組が進められている。また、本年7月には、知事を始め、本県の幹部職員が「イクボス宣言」を行い、育児・介護に関する休暇を取得しやすい職場づくりにマネジメント能力を発揮することとしている。

今後とも、任命権者においては、休暇制度の周知徹底や、休暇を必要とする職員を支援できる職場環境の整備等、制度の活用・定着に向けた取組を行う必要がある。

さらに、育児・介護を行う職員等を対象とする在宅勤務等のテレワーク実証実験が実施されているところであり、任命権者においては、その成果と課題を詳細に分析・検証をし、より良い制度としていくことが重要である。

なお、フレックスタイム制については、本県における各職場の実態を踏まえつつ、任命権者と連携しながら、慎重に研究していく必要がある。



## 2 多様で有為な人材の確保・育成

本委員会では、本年度から職員採用試験において、集団討論をプレゼンテーションに改め、より一層、人物重視の採用試験とした。また、採用試験受験者の確保に向けては、職員採用のホームページをリニューアルし、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を強化するとともに、受験者を対象とした採用説明会を県内外で積極的に実施し、効果的な人材募集の手法を順次取り入れている。

地方公務員法改正に伴う人事評価制度が、職員の育成と意欲を向上させる視点を十分取り入れた制度設計となるよう検討することで、職員一人一人の資質や能力をさらに高める仕組みを構築する必要がある。

「障害者雇用促進法」の改正に基づく「合理的配慮指針」への対応が求められるところであり、障がい者が職員としてその能力を十分発揮できる環境整備に向けて一層の検討を行う必要がある。

## 3 女性職員の育成・登用

任命権者においては、引き続き能力実証を前提としつつ、女性職員の一層の職域拡大や能力開発を行い、積極的に女性の育成・登用を図るべく、新たに策定した「新未来『創造』とくしま行動計画」を着実に推進するとともに、男女を問わず計画的かつ効果的な研修による能力開発に努めることが求められる。

## 4 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の65歳への段階的引上げに伴い、平成27年度末に定年退職する職員から、退職後に年金が支給されない期間が最長2年間となる。今後増加が見込まれる再任用希望者も含めた計画的な人事管理を図るとともに、再任用制度の適切な運用を含む、雇用の確保に向けた多角的な取組が、より一層求められている。

再任用制度の運用に当たっては、再任用を希望する職員の意向調査を行い、能力や経験を職務執行の中で本格的に活用・継承ができるよう十分配慮した職の設定や配置に努めなければならない。また、配置後においては再任用職員のモチベーションを確保し、配置された職場の意見も十分酌み取って円滑に業務が推進できるよう、きめ細かな運用を行う必要がある。

## 5 服務規律の確保

任命権者においては、職員による不祥事の根絶に向けて、絶えず緊張感をもった不撓の努力を怠ってはならない。管理監督者においては、一人一人の職員の状況把握に努めるとともに、常に風通しが良く職務に専念できる職場づくりを心掛け、不祥事の起こり得ない職場環境の構築に全力で取り組むことが重要である。職員においては、常に公務員としての高いモチベーションを維持することが求められていることを深く自覚し、職責を全うすることを強く望む。

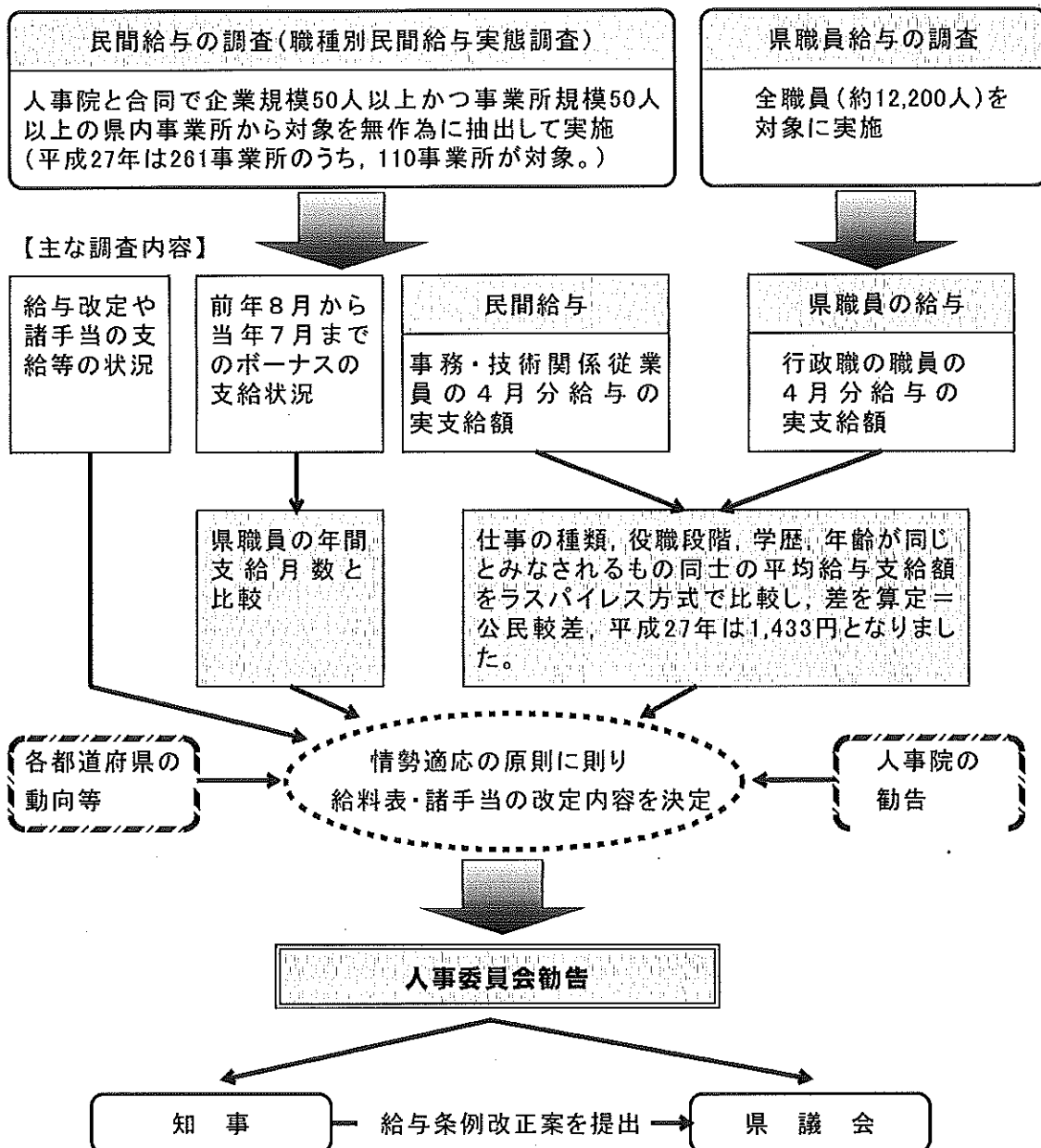
## 人事委員会勧告のしくみ

### ◇ 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使交渉によって給与を決定することができません。このため、その代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告の制度が設けられています。

この給与勧告は、県職員の給与が社会一般の情勢に適応したものになるよう、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与などとバランスがとれたものとするを基本に行っています。

### ◇ 給与勧告の流れ



<参考資料>

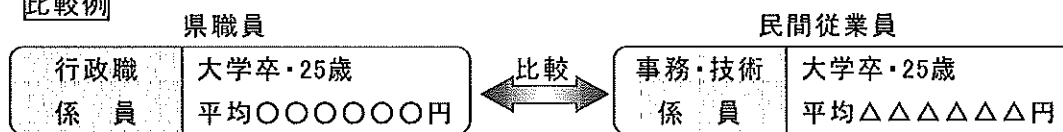
## ラスパイレス方式による公民比較のしくみ

### ◇ ラスパイレス方式（県職員給与と民間給与との比較方法）とは

個々の県職員に仕事の種類、役職段階、学歴、年齢が同じとみなされる民間の従業員の給与が支払われたとした場合に必要となる給与総額(B)と現に支払われている給与総額(A)を比較し、どの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、県職員の平均給与とこれと条件が同じとみなされる民間従業員の平均給与のそれぞれに県職員の数に乗じた総額を算出し、この平均をとった上で比較しています。

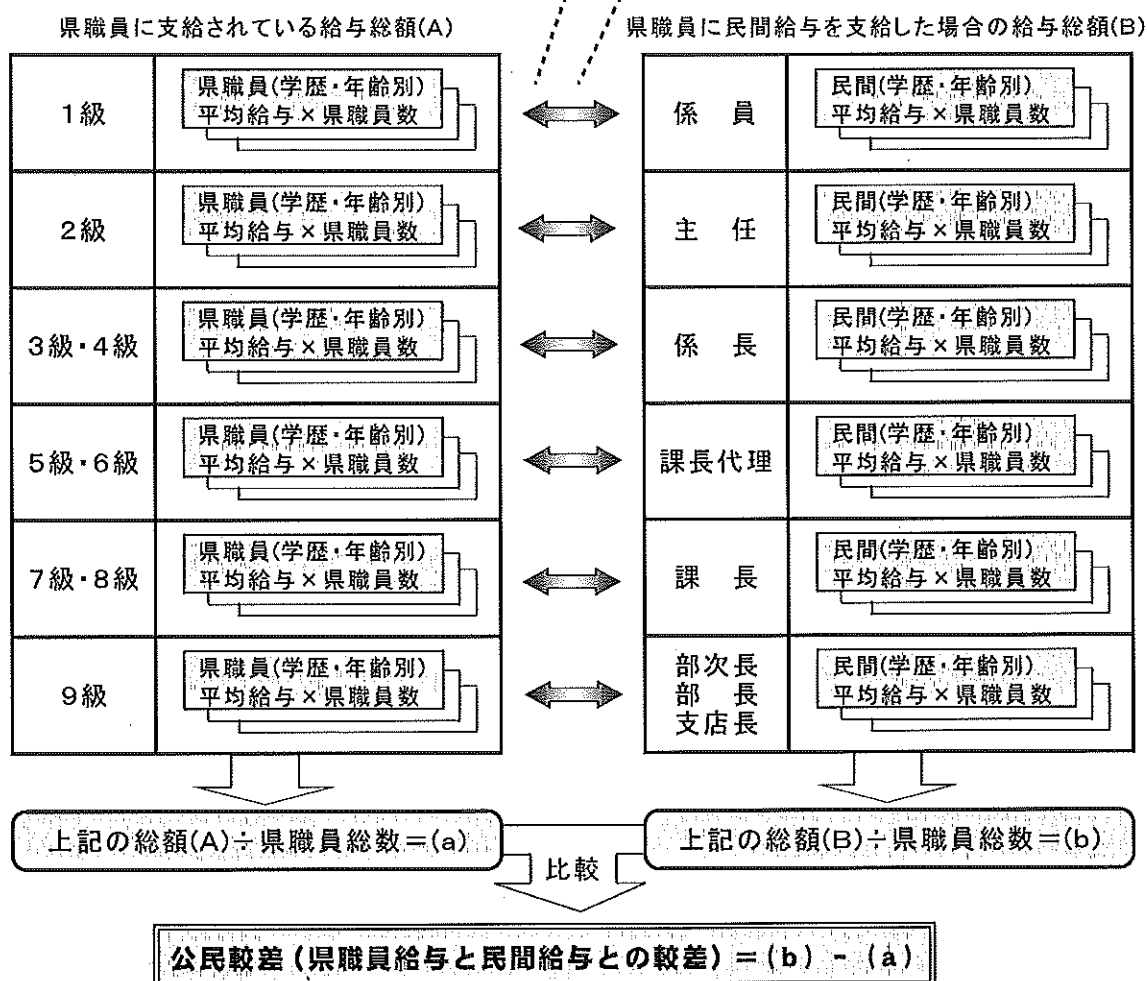
### ◇ 比較方法

○ 仕事の種類、役職段階、学歴、年齢が同じとみなされるもの同士の平均給与額を比較  
 比較例



### ◇ ラスパイレス方式による較差算出

【比較例：企業規模500人以上の民間事業所の場合】



平成27年10月

職員の給与等に関する

# 報告と勧告

徳島県人事委員会

写

徳人委第5122号

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義 様

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門 様

徳島県人事委員会

委員長 高 畑 富士子

### 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

## 報 告

I	職員の給与等	1
II	民間給与等の調査	2
III	職員の給与と民間給与との比較	2
IV	職員の給与水準	3
V	国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告等の概要	4
1	給与勧告の骨子	4
2	勤務時間に関する勧告の骨子	6
3	公務員人事管理に関する報告の骨子	8
VI	職員の給与等に関する見解	10
1	給与に関する事項について	10
(1)	本年の給与改定について	10
(2)	給与制度の総合的見直しについて	12
2	人事行政に関する事項について	14
(1)	勤務環境の整備	14
(2)	多様で有為な人材の確保・育成	17
(3)	女性職員の育成・登用	18
(4)	雇用と年金の接続	18
(5)	服務規律の確保	19

## 勸告

1 改定の内容 ..... 21

2 改定の実施時期 ..... 22

付 属 資 料 ..... 57

## 報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、徳島県学校職員給与条例、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間事業所従業員の給与その他職員の給与等の決定に関連のある諸事情について調査研究を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

### I 職員の給与等

本委員会が本年4月現在で実施した「平成27年職員給与実態調査」によると、職員総数は12,195人（企業職員、病院事業職員及び技能労務職員は含まない。）であり、平均年齢は44.0歳、学歴別構成は大学卒82.5%、短大卒4.3%、高校卒12.0%、中学卒1.2%、男女別構成は男性57.0%、女性43.0%となっている。また、平均給与月額は、給料365,806円、扶養手当8,978円、地域手当2,292円、その他12,933円、計390,009円となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職、公安職及び任期付研究員の6種10給料表が適用されており、このうち、行政職給料表適用者は3,639人であり、平均年齢は44.2歳、学歴別構成は大学卒68.0%、短大卒6.8%、高校卒21.0%、中学卒4.2%、男女別構成は男性70.4%、女性29.6%、平均給与月額は給料345,546円、扶養手当10,433円、地域手当2,460円、その他15,136円、計373,575円となっている。

この平成27年職員給与実態調査の結果は、付属資料第1表から第8表までに掲げるとおりである。



## II 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の261民間事業所の中から層化無作為抽出法によって抽出した110事業所のうち、102事業所の協力を得て、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76職種5,651人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

この調査においては、本年の春季給与改定のうち、支払は終わっていないが本年4月給与に遡って実施することが確定しているものについて、また、家族手当、特別給（ボーナス）の支給状況等についても調査を行った。その結果は、付属資料第9表から第21表までに掲げるとおりである。

## III 職員の給与と民間給与との比較

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、公務にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、役職、年齢、学歴等が同等であると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較を行った。その結果、職員の給与が民間給与を1,433円（0.38%）下回っていることが明らかとなった。

また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.10月）を0.10月分上回っていることが明らかとなった。

（付属資料 第18表 第22表参照）

#### IV 職員の給与水準

総務省が実施した平成26年地方公務員給与実態調査において、昨年4月現在における本県職員（行政職給料表適用者）の給料と国家公務員（行政職俸給表（一）適用者）の給料を学歴別、経験年数別のラスパイレス方式により比較した結果、国家公務員の給与平均を100とした場合の本県職員のその指数は99.3となっており、都道府県の平均（99.9）を下回っている状況である。

## V 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、平成27年8月6日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告等を行ったが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給，ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

##### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給280円 地域手当1,156円 はね返り分(注)33円〕

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）  
と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

## 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

### (1) 俸給表

#### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。  
若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.80月	0.80月

〔実施時期〕

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

#### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

#### 2 平成28年度において実施する事項

##### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

##### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## 2 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成28年4月実施）

フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る

- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

## 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

## 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる

コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる

コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない

- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 3 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応



## VI 職員の給与等に関する見解

### 1 給与に関する事項について

#### (1) 本年の給与改定について

##### ア 給料表について

##### (7) 行政職給料表

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めることとされている。

本年度においても、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、本年4月分の給与月額等について調査を行った。

この調査によれば、昨年と比べてベースアップを実施した民間事業所の割合が増加するとともに、定期昇給を実施し、又は昇給額を増額した民間事業所の割合も増加している結果となった。

このような状況の中、本年4月分の給与について行った公民比較の結果により、職員の給与が民間給与を1,433円(0.38%)下回っていることが確認された。

人事院においては、確認された官民較差1,469円(0.36%)を解消するため、行政職俸給表(一)について平均0.4%の引上げ改定を行うこととしている。その際、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行う。また、その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本とし、再任用職員の俸給月額についても、この取扱いに準じて改定を行うこととしている。

本委員会においても、人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、人事院勧告に準じた改定を行うことが適当であると判断する。

##### (イ) その他の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表と同様、行政

職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ改定をした人事院勧告に準じるとともに、全国人事委員会連合会が作成した教員を対象とする「モデル給料表」を踏まえ改定を行うことが適当である。

#### イ 諸手当について

##### (ア) 初任給調整手当

医師については、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした人事院勧告に準じて改定することが適当である。

また、獣医師については、本県における採用の困難性を踏まえ、人材確保の観点から、支給月額を限度を引き上げるとともに、支給期間の限度を延長する改定を行うことが適当である。

##### (イ) 地域手当

人事院は、官民較差を解消するため、俸給表の引上げ改定とともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしている。

これは、本年、大半の国家公務員が、4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置を受けており、俸給表の引上げ改定を行っても、多くの国家公務員に実際に支給される額は増加せず、民間給与との較差がなお残るためである。

本県においても、国と同様の状況にあることから、公民較差の解消を図るため、地域手当について、県外で勤務する職員の支給割合は、人事院の報告に準じることとし、県内で勤務する職員の支給割合は、現在の100分の0.5から100分の0.8に改定する。

なお、医師に対する特例措置としての支給割合についても、人事院の報告に準じて改定する。

##### (ロ) 期末手当・勤勉手当

特別給の公民比較の結果、期末手当・勤勉手当については、現在の職員の年間平均支給月数である4.10月分に対し、民間事業所で支払わ

れた特別給の支給割合は4.20月分となっていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

また、再任用職員についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

#### ウ 実施時期について

行政職給料表及び地域手当の改定は、本年4月の職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。また、その他の給料表及び医師の初任給調整手当の改定も同様とする。

獣医師の初任給調整手当の改定は、平成28年4月1日から実施することが適当である。

### (2) 給与制度の総合的見直しについて

地方公務員法に基づく給与決定原則の観点から、本年の人事院の報告を踏まえるとともに、他の都道府県の動向等を勘案した結果、平成28年度においては、次のとおり措置を行うことが適当である。

#### ア 地域手当について

県内で勤務する職員の地域手当については、人事院の報告で示された支給割合を基に、昨年、本委員会が報告した方針に沿った取扱いとすることが適当である。

医師に対する特例措置としての支給割合については、職員の給与に関する条例に定める支給割合とする。

なお、県外で勤務する職員の地域手当の支給割合については、人事委員会規則の規定により、一般職の国家公務員に対して地域ごとに支給さ

れる割合としている。

イ 単身赴任手当について

人事院の報告に準じ、基礎額を現在の26,000円から30,000円に、加算額の限度を58,000円から70,000円に改定する。

ウ 実施時期について

平成28年4月1日から実施することが適当である。

## 2 人事行政に関する事項について

### (1) 勤務環境の整備

様々な課題への対応が求められる県行政は、一人一人の職員によって支えられており、各職員は自らの職務に懸命に取り組んでいる。今後、ますます多様化、複雑化していく行政課題に的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図っていくためには、職員が心身共に健康で、安心して職務に専念できる環境を整え、効率的に職務を執行することが必要不可欠である。このため、より良い勤務環境の整備に向け、次に掲げる事項に引き続き重点的に取り組むことが重要である。

#### ア 超過勤務の縮減等

総実勤務時間の短縮は、職員が心身共に健康で、高い意欲を持って勤務するために重要であるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現にとっても不可欠な要素である。

とりわけ、超過勤務時間については、本委員会から任命権者に対し、繰り返しその縮減に向けた取組を求めてきたところであり、任命権者においても、「ワークライフバランス導入推進モデル事業」や継続した業務改善など、各種対策を実施しているところである。しかしながら、知事部局における平成26年度の平均超過勤務時間数は、前年度から12%の増加となっている。また、長時間又は長期にわたる超過勤務が集中している職員及び所属も増加している。

このような状況は、職員の心身の健康や、より良い勤務環境に影響を与えるのみならず、今後の県行政を担う有為な人材の確保や女性職員の育成・登用の促進にも支障を及ぼすものと考えられる。

このため、任命権者にあつては、超過勤務の実態を踏まえた、きめ細かな対応を引き続き行うとともに、これまで実施した各種対策の結果を十分検証し、効果的な事例については、周知・普及をさせていく取組を推進する必要がある。あわせて、多様な知識と経験を有する再任用職員の活用、業務の効率化など、より良い業務執行体制を構築していくことが重要である。

また、管理職員においては、職員に業務を命ずる権限を有する一方で、職員の勤務時間や繁忙の状況を適正に把握する責務があることを改めて認識することが重要である。特に、職員の超過勤務については、事前命令・事後確認の徹底に加え、正確にその状況を把握するためにも、今一度超過勤務の実態を正確に記録し適正に申告するよう周知徹底する必要がある。また、日頃から職員とのコミュニケーションを心掛け、職員の心身の負担状況を絶えず掌握するとともに、職員間の負担や超過勤務の実態に偏在が認められる場合には、業務の平準化を図るため、業務の割り振り変更を行うなど、マネジメント能力をより一層発揮することが求められる。

#### イ 職員の健康管理

県行政に対する県民ニーズが多様化、複雑化する中、職員がその能力を十分に発揮するためには、研修等によるスキルアップに加え、心身共に健康であることが不可欠である。

本県においては、休職者のうち精神疾患を原因とする職員が半数を超え、依然として高い割合となっており、これまで、任命権者においては、メンタルヘルスのセルフチェック、相談体制及び療養からの復帰支援制度を整備し、職員の支援に努めてきたところである。

また、本年12月からは、改正労働安全衛生法による「ストレスチェック」の実施が義務化される。任命権者においては、実施について適切に対応するとともに、その分析結果をメンタルヘルス対策の充実や、より良い職場環境づくりに活用していくことが重要である。

さらに、既存の制度をより一層周知し、「ストレスチェック」と併せ、メンタルヘルス対策として、引き続き、予防、早期発見・早期対応、重篤化防止や復帰支援を推進し、職員の心の健康の保持・増進に努めていく必要がある。

セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに代表されるハラスメントについては、昨今、マタニティ・ハラスメントやモラル・ハラスメント等、新たなハラスメントも生じているところであるが、そ

の本質として、被害者に及ぼす精神的苦痛等の直接的な影響だけでなく、公務の運営への支障や使用者責任を問われるおそれもあることから、今後とも根絶に向けた取組について継続・強化をしていく必要がある。

#### ウ 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

職業生活と家庭・地域生活を両立させることは、職員が使命感及び充実感を持って仕事に臨むことができる環境整備や有為な人材の確保のみならず、女性職員の育成・登用にも大変重要なものである。

特に、女性職員の育成・登用においては、男性の育児参加による女性職員の育児負担の軽減が重要であり、本県においても、次世代育成支援対策推進法の延長に基づく新たな「特定事業主行動計画」が策定され、様々な取組が進められているところである。また、本年7月には、知事を始め、本県の幹部職員が「イクボス宣言」を行い、自ら率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護に関する休暇の取得がしやすい職場づくりにマネジメント能力を発揮することとしている。

今後とも、任命権者においては、新たな行動計画の目標達成や「イクボス宣言」の趣旨の実現に向け、休暇制度の周知徹底や、休暇を必要とする職員を支援できる職場環境の整備等、制度の活用・定着に向けた更なる取組を行う必要がある。

さらに、本県においては、育児・介護を行う職員等を対象とする在宅勤務等のテレワーク実証実験が実施されているところである。任命権者においては、こうした職員の多様な働き方を推進するため、その成果と課題を詳細に分析・検証をし、他の任命権者とも連携しながら、より良い制度としていくことが重要である。

なお、人事院においては、本年、柔軟な働き方に資する取組を目指して、フレックスタイム制の拡充を勧告した。本制度については、本県における各職場の実態を踏まえつつ、国及び他の都道府県の動向等に十分留意し、任命権者と連携しながら、慎重に研究していく必要がある。

## (2) 多様で有為な人材の確保・育成

人口減少・超高齢社会の到来に対する危機感が一段と高まる中、本県においては、様々な行政課題に的確に対応するため、優秀で実行力のある人材の確保や柔軟で活力のある組織体制の構築が求められている。

本委員会としては、これまでも組織にあってしっかりと責務を担える、前向きで適応能力に優れた人材を確保するための取組を行ってきたところである。特に、本年度から職員採用試験において、口述試験のうち集団討論をプレゼンテーションに改め、より一層、人物重視の採用試験とした。また、採用試験受験者の確保に向けては、景気の回復に伴い民間の雇用が活発化している状況の中、県職員として有為な人材を採用する必要があることから、職員採用のホームページをより魅力的なものにリニューアルし、また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を強化するとともに、受験者を対象とした採用説明会を県内外で積極的に実施し、効果的な人材募集の手法を順次取り入れている。今後とも引き続き、任命権者と連携を図りつつ、様々な専門知識を持った幅広い人材の確保に努めてまいりたい。

本県においては、「新未来『創造』とくしま行革プラン」の策定に着手し、その素案においては、しなやかでバランスのとれた人や組織が徳島の新未来を創造するとし、県民目線・現場主義で創造力・実行力・発信力を発揮できる未来志向の人材育成を目指しているところである。

任命権者においては、引き続き国・県・市町村等との人事交流や職種間交流、人事の複線化等の取組を推進するとともに、地方公務員法改正に伴う人事評価制度が、職員の育成と意欲を向上させる視点を十分取り入れた制度設計となるよう検討することで、職員一人一人の資質や能力をさらに高める仕組みを構築する必要がある。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に基づき、平成28年4月から適用される「合理的配慮指針」への対応が求められるところであり、障がい者が職員としてその能力を十分発揮できる環境整備に向けて一層の検討を行う必要がある。



### (3) 女性職員の育成・登用

女性が職業生活において、十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、本年8月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定された。

この法律は、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とすることを基本原則としている。

一方、本県においては本年7月、新たに「新未来『創造』とくしま行動計画」を策定しており、この中で、平成25年度に324人である係長以上の女性役付職員数を、平成30年度には400人とし、併せて平成25年度に6.8%である女性管理職の割合を、平成30年度には13.6%とする目標を設定している。

任命権者においては、引き続き能力実証を前提としつつ、女性職員の一層の職域拡大や能力開発を行い、積極的に女性の育成・登用を図るべく、行動計画を着実に推進するとともに、男女を問わず計画的かつ効果的な研修による能力開発に努めることが求められる。

### (4) 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の65歳への段階的引上げに伴い、平成27年度末に定年退職する職員から、退職後に年金が支給されない期間が最長2年間となる。

雇用と年金の接続の必要性が高まる中、若年層の新規採用も考慮しつつ、今後増加が見込まれる再任用希望者も含めた計画的な人事管理を図るとともに、再任用制度の適切な運用を含む、雇用の確保に向けた多角的な取組が、より一層求められている。

再任用制度の運用に当たっては、再任用を希望する職員の意向調査を行い、能力や経験を職務執行の中で本格的に活用・継承ができるよう十分配慮した職の設定や配置に努めなければならない。また、配置後においては再任用職員のモチベーションを確保し、配置された職場の意見も十分酌み取って円滑に業務が推進できるよう、きめ細かな運用を行う必要がある。

政府は、平成28年度までに、人事院の意見の申出を踏まえつつ、定年の

段階的な引上げや、再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、本県においても、任命権者と連携しながら、実情を十分把握し、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、適切に対応していく必要がある。

#### (5) 服務規律の確保

職員は全体の奉仕者として、常に県民からの期待と注目を集めており、高い倫理観と使命感を持って職務に精励しなければならない。

とりわけ、一たび職員による非違行為が発生すると、県及び県職員全体への信頼が損なわれるものであることを職員一人一人が十分自覚することが肝要である。

任命権者においては、服務規律の遵守や倫理意識の向上のため、様々な取組を進めているところであるが、職員による不祥事の根絶に向けて、絶えず緊張感をもった不断の努力を怠ってはならない。

管理監督者においては、一人一人の職員の状況把握に努めるとともに、常に風通しが良く職務に専念できる職場づくりを心掛け、不祥事の起こり得ない職場環境の構築に全力で取り組むことが重要である。

職員においては、行政ニーズが多様化、複雑化し負担が増す中であっても、常に公務員としての高いモチベーションを維持することが求められていることを深く自覚し、職責を全うすることを強く望むものである。

## おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として設けられており、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保することを目的としている。

このため、本委員会は、例年と同様に本年も民間給与実態を精確に調査し、職員の給与と民間給与を比較したところ、月例給、期末手当・勤勉手当共に引上げ勧告となった。

このことは、日々、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながるものと期待している。

職員各位におかれては、公務員を取り巻く諸般の状況の下、改めて自己の使命を十分認識し、高い倫理観を保持しつつ、各種行政施策や教育の振興、治安の維持等において、なお一層の行政サービスの向上や能率的な事務の執行に努め、県民の信頼と期待に応えられたい。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、この勧告を尊重し、それぞれの職場で行政各般の職務を通じて県民生活を支えている職員に適正な処遇がなされるよう要請するものである。

## 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）、徳島県学校職員給与条例（昭和27年徳島県条例第4号）、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成21年徳島県条例第87号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(7) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,300円とすること。

(イ) 獣医師に対する支給月額の限度を50,000円とし、支給期間の限度を15年とすること。

(ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

##### イ 期末手当・勤勉手当

(7) 平成27年12月期の支給割合

##### a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては0.4月分）

とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては0.5月分）とすること。

c 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

c 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアの(イ)及びイの(イ)については、平成28年4月1日から実施すること。

別記

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800

41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
94		293,600	341,400						
95		294,000	341,900						
96		294,400	342,300						
97		294,600	342,400						
98		294,900	342,900						
99		295,300	343,300						
100		295,700	343,600						
101		295,900	343,900						
102		296,200	344,300						
103		296,600	344,700						
104		296,900	345,100						
105		297,100	345,600						
106		297,400	346,000						
107		297,800	346,400						
108		298,100	346,800						
109		298,300	347,300						
110		298,700	347,700						
111		299,100	348,000						
112		299,400	348,300						
113		299,500	348,800						
114		299,800							
115		300,100							
116		300,500							
117		300,700							
118		300,900							
119		301,200							
120		301,500							
121		301,900							
122		302,100							
123		302,400							
124		302,700							
125		303,000							
再任用 職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800



# 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800

41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400		
75	261,600	318,500	388,000		
76	262,900	319,600	388,700		
77	264,000	320,700	389,400		
78	265,200	321,700	390,000		
79	266,500	322,600	390,600		
80	267,700	323,500	391,200		
81	269,100	324,600	391,800		
82	270,400	325,400	392,400		
83	271,700	326,100	393,000		
84	272,900	326,900	393,600		

85	274,100	327,400	394,100		
86	275,200	327,900	394,600		
87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800		
89	278,700	329,200	396,200		
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			
93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			
113	296,100	340,500			
114	296,400	340,900			
115	296,700	341,400			
116	297,000	341,800			
117	297,300	342,300			
118	297,700	342,700			
119	298,000	343,100			
120	298,400	343,500			
121	298,700	343,900			
再任用 職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

# 医療職給料表

## イ 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500

41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	

	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

口 医療職給料表 (二)

職員の 区分号	職務 の級 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
員以外の	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
職	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
員	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	

41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		



85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
86		288,300	324,200	345,100				
87		288,500	324,400	345,400				
88		288,700	324,800	345,700				
89		289,100	325,200	346,100				
90		289,300	325,600	346,400				
91		289,500	326,000	346,800				
92		289,700	326,400	347,100				
93		290,100	326,700	347,500				
94		290,300	326,900	347,800				
95		290,500	327,300	348,100				
96		290,800	327,600	348,400				
97		291,200	327,800	348,700				
98		291,500	328,100	349,100				
99		291,700	328,400	349,500				
100		292,000	328,700	349,900				
101		292,300	328,900	350,400				
102		292,500	329,200	350,800				
103		292,700	329,600	351,200				
104		293,000	329,800	351,600				
105		293,300	329,900	352,100				
106			330,200					
107			330,600					
108			330,800					
109			331,000					
110			331,400					
111			331,800					
112			332,200					
113			332,400					
再任用 職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
員以外の	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
職 員	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400

41	222, 200	247, 100	285, 300	312, 700	349, 400	405, 000	447, 400
42	223, 600	248, 000	286, 900	314, 100	350, 900	406, 500	448, 100
43	225, 000	248, 900	288, 400	315, 500	352, 400	408, 000	448, 900
44	226, 400	249, 900	290, 000	317, 000	353, 800	409, 300	449, 500
45	227, 600	250, 800	291, 400	318, 100	355, 400	410, 400	450, 400
46	229, 000	251, 800	292, 800	319, 500	356, 400	411, 500	451, 100
47	230, 300	252, 800	294, 300	320, 900	357, 900	412, 600	451, 900
48	231, 600	253, 800	295, 800	322, 400	359, 200	413, 800	452, 700
49	232, 700	254, 800	297, 100	323, 500	360, 600	415, 100	453, 400
50	233, 800	256, 000	298, 400	324, 900	362, 000	416, 200	454, 100
51	234, 800	257, 200	299, 800	326, 200	363, 300	417, 400	454, 800
52	235, 900	258, 500	301, 200	327, 500	364, 700	418, 500	455, 600
53	237, 000	259, 700	302, 700	328, 900	366, 200	419, 700	456, 400
54	238, 100	261, 200	304, 000	330, 300	367, 400	420, 700	457, 200
55	239, 100	262, 600	305, 400	331, 700	368, 500	421, 800	457, 900
56	240, 100	264, 100	306, 800	333, 000	369, 700	422, 900	458, 600
57	241, 100	265, 700	307, 900	333, 900	370, 800	424, 000	459, 400
58	242, 100	267, 300	309, 100	335, 200	371, 700	424, 500	
59	242, 900	268, 800	310, 300	336, 400	372, 700	425, 100	
60	243, 900	270, 400	311, 700	337, 700	373, 700	425, 500	
61	244, 900	271, 800	312, 800	338, 800	374, 300	426, 100	
62	245, 900	273, 300	314, 100	339, 700	375, 100	426, 600	
63	246, 800	274, 800	315, 400	340, 900	375, 900	427, 000	
64	247, 800	276, 200	316, 600	342, 200	376, 700	427, 500	
65	248, 700	277, 800	317, 900	343, 300	377, 400	428, 100	
66	249, 700	279, 300	319, 200	344, 500	378, 100	428, 500	
67	250, 800	280, 800	320, 500	345, 700	378, 900	428, 800	
68	251, 800	282, 300	321, 800	346, 800	379, 600	429, 100	
69	252, 700	283, 500	322, 500	347, 800	380, 200	429, 500	
70	253, 800	285, 000	323, 600	348, 800	380, 800		
71	255, 000	286, 500	324, 700	349, 900	381, 500		
72	256, 200	287, 900	325, 600	351, 000	382, 100		
73	257, 600	289, 100	326, 900	351, 800	382, 800		
74	258, 900	290, 500	327, 600	352, 900	383, 300		
75	260, 200	291, 900	328, 700	354, 000	383, 900		
76	261, 500	293, 200	329, 900	355, 100	384, 400		
77	262, 500	294, 700	331, 000	355, 800	384, 800		
78	263, 600	296, 000	332, 200	356, 600	385, 400		
79	264, 900	297, 200	333, 300	357, 400	385, 900		
80	266, 200	298, 500	334, 500	358, 100	386, 200		
81	267, 300	299, 300	335, 600	358, 700	386, 500		
82	268, 300	300, 500	336, 700	359, 200	387, 000		
83	269, 400	301, 600	337, 700	359, 800	387, 400		
84	270, 500	302, 800	338, 800	360, 300	387, 700		

85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			

129	297,200	327,800					
130	297,500	328,100					
131	297,900	328,500					
132	298,300	328,700					
133	298,500	329,000					
134	298,800	329,400					
135	299,200	329,800					
136	299,500	330,200					
137	299,700	330,500					
138	300,000	330,900					
139	300,400	331,300					
140	300,700	331,700					
141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	

41	228,100	283,900	350,500	403,600
42	229,800	286,400	352,600	405,000
43	231,400	288,700	354,600	406,300
44	233,000	291,200	356,700	407,800
45	234,600	293,400	358,700	409,400
46	236,000	295,900	360,700	410,700
47	237,300	298,300	362,700	412,200
48	238,600	301,000	364,700	413,800
49	240,100	303,400	366,500	415,500
50	241,600	305,800	368,300	416,900
51	242,800	308,300	370,200	418,500
52	244,300	310,700	372,200	420,000
53	245,600	313,100	374,100	421,700
54	246,800	315,300	375,900	423,200
55	248,200	317,400	377,700	424,800
56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	
79	280,500	366,000	411,000	
80	281,700	367,600	412,400	
81	282,900	369,100	413,700	
82	284,100	370,600	414,900	
83	285,300	372,100	415,900	
84	286,500	373,500	417,100	

85	287,700	374,600	418,300
86	288,800	376,000	419,500
87	290,000	377,400	420,700
88	291,200	378,700	421,700
89	292,400	380,000	422,800
90	293,500	381,300	423,800
91	294,700	382,500	424,800
92	295,900	383,800	425,800
93	296,700	385,100	426,700
94	297,700	386,200	427,500
95	298,800	387,500	428,300
96	300,000	388,700	429,100
97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	



129	321, 200	411, 000			
130	321, 500	411, 300			
131	321, 800	411, 600			
132	322, 100	411, 800			
133	322, 300	412, 000			
134	322, 500	412, 300			
135	322, 700	412, 600			
136	323, 000	412, 800			
137	323, 300	413, 000			
138	323, 500	413, 300			
139	323, 800	413, 600			
140	324, 100	413, 800			
141	324, 300	414, 000			
142	324, 500	414, 300			
143	324, 800	414, 600			
144	325, 000	414, 800			
145	325, 300	415, 000			
146	325, 500				
147	325, 800				
148	326, 100				
149	326, 300				
150	326, 500				
151	326, 800				
152	327, 100				
153	327, 300				
再任用 職員	232, 800	273, 100	301, 800	329, 900	414, 000

# 小学校中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	

41	227,100	258,200	349,300	372,700
42	228,800	260,600	351,100	374,100
43	230,400	262,800	352,900	375,500
44	232,000	265,000	354,600	377,000
45	233,700	267,200	356,400	378,500
46	235,200	269,400	358,100	380,100
47	236,600	271,600	359,700	381,700
48	238,000	273,700	361,300	383,200
49	239,400	276,000	362,700	384,600
50	240,800	278,000	364,200	386,100
51	242,300	280,000	365,800	387,600
52	243,500	282,000	367,400	389,000
53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400

85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		

129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
150		402,500			
151		402,800			
152		403,000			
153		403,200			
154		403,500			
155		403,800			
156		404,000			
157		404,200			
再任用 職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

# 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職 員以外の 職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800

41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		

85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			
92		289,700	326,400	347,100			
93		290,100	326,700	347,500			
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			
105		293,300	329,900	352,100			
106			330,200				
107			330,600				
108			330,800				
109			331,000				
110			331,400				
111			331,800				
112			332,200				
113			332,400				
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800



# 公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300

41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		

85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			
123	322,800	351,500	371,800	396,200			
124	323,300	351,900	372,200	396,700			
125	323,600	352,300	372,700	397,100			
126			373,200				
127			373,700				
128			374,200				

	129			374,500						
	130			375,000						
	131			375,500						
	132			376,000						
	133			376,300						
	134			376,800						
	135			377,200						
	136			377,600						
	137			377,900						
	138			378,400						
	139			378,900						
	140			379,400						
	141			379,700						
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

第1号任期付研究員に適用される給料表

号俸	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第2号任期付研究員に適用される給料表

号俸	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別記 備考

- 1 各給料表の備考は、現行どおりとする。
- 2 改定後の給料表適用の日における職員の職務の級及び号俸は、その適用の日の前日における職務の級及び号俸と同一とする。

